

環境影響評価技術指針 新旧対照表

頁	現行	改定後
18	<p>第2節 関係図書のインターネット公表に当たつての留意事項</p> <p>関係図書のインターネット公表は、原則として、事業者自らが普段から管理、運営しているウェブサイトに掲載することにより行うこと。ただし、事業者自らのウェブサイトに掲載できないやむを得ない事情がある場合は、関係図書の公表用の特設ページを設置すること等により行うこと。</p> <p>インターネット公表の期間については、<u>画面による縦覧の期間と合わせることを基本とするが、画面による縦覧期間の終了後も可能な限り公表を継続することが望ましい。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第2節 関係図書のインターネット公表に当たつての留意事項</p> <p>関係図書のインターネット公表は、原則として、事業者自らが普段から管理、運営しているウェブサイトに掲載することにより行うこと。ただし、事業者自らのウェブサイトに掲載できないやむを得ない事情がある場合は、関係図書の公表用の特設ページを設置すること等により行うこと。</p> <p>インターネット公表の期間については、「<u>堺市環境影響評価関係図書の提出及びインターネット公表等に関する要領</u>」の規定に準拠すること。</p> <p>(略)</p>
22	<p>3 評価書の作成</p> <p>(略)</p> <p>(1) 準備書の記載事項</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>方法書</u>に対して提出された意見書の概要、公述意見、準備審査書に記載された意見及びそれらに対する事業者の見解</p> <p>(略)</p>	<p>3 評価書の作成</p> <p>(略)</p> <p>(1) 準備書の記載事項</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>準備書</u>に対して提出された意見書の概要、公述意見、準備審査書に記載された意見及びそれらに対する事業者の見解</p> <p>(略)</p>
34	<p>第2節 水質・底質</p> <p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>① 水質に係る調査項目</p> <p>対象事業等の種類、規模及び水質汚濁物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、溶存酸素量、水素イオン濃度、<u>大腸菌群数</u>、n-ヘキサン抽出物質（油分等）、浮遊物質量、全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンゼンスルホン酸及びその塩・・・</p> </div>	<p>第2節 水質・底質</p> <p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>① 水質に係る調査項目</p> <p>対象事業等の種類、規模及び水質汚濁物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、溶存酸素量、水素イオン濃度、<u>大腸菌数</u>、n-ヘキサン抽出物質（油分等）、浮遊物質量、全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンゼンスルホン酸及びその塩・・・</p> </div>

頁	現行							改定後								
	2 海域水質の測定結果 調査期間： 年 月 日～ 年 月 日 単位：pH以外は mg/L							2 海域水質の測定結果 調査期間： 年 月 日～ 年 月 日 単位：pH以外は mg/L								
139	調査地点		環境基準類型	水素イオン濃度(pH)		化学的酸素要求量(COD)			調査地点		環境基準類型	水素イオン濃度(pH)		化学的酸素要求量(COD)		
				最小～最大	m/n	最小～最大	平均	m/n				最小～最大	m/n	最小～最大	平均	m/n
	表層 底層 平均									表層 底層 平均						
	表層 底層 平均									表層 底層 平均						